和泉市における大阪府屋外広告物条例施行規則

平成２４年１２月２８日

規則第９６号

（趣旨）

第１条　この規則は、大阪府屋外広告物条例（昭和２４年大阪府条例第７９号。以下「府条例」という。）第２６条の規定による事務の取扱い等について必要な事項を定めるものとする。

（用語）

第２条　この規則で使用する用語は、府条例及び大阪府屋外広告物条例施行規則（昭和４９年大阪府規則第２２号。以下「府規則」という。）で使用する用語の例による。

（許可の申請）

第３条　府条例第１１条第１項の申請書は、屋外広告物許可申請書（新規・継続）（様式第１号）とする。

２　府条例第１１条第１項第１２号の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

(1)　広告の表示の内容

(2)　表示又は設置に係る道路又は鉄道のうち主な道路又は鉄道（以下「主要道路等」という。）の名称

(3)　工事の施行者が屋外広告業を営む者である場合にあっては、その者の屋外広告業の登録年月日及び登録番号

３　府条例第１１条第２項第４号の規則で定める書類は、次に掲げる書類とする。

(1)　表示し、又は設置する場所又は物件の付近の見取図（主要道路等を明示したもの）

(2)　前号に規定する場所又は物件の状況を明らかにした写真

(3)　府条例第８条の２第１項第１号に掲げる広告物又は掲出物件にあっては地域における公共的な取組の内容及び資金計画を記載した書類又はこれに準ずるもの、同項第２号に掲げる広告物又は掲出物件にあっては本市又は他の地方公共団体が広告物等の表示又は設置により得る収入をその管理する道路の維持、修繕その他の管理に要する費用の一部に充てることについて当該広告物等の広告主が賛同する旨を記載した書面

(4)　前３号に定めるもののほか、市長が必要と認める書類

４　府条例第１２条の規定による許可の申請は、前項各号に掲げる書類を添えて、第１項の屋外広告物許可申請書（新規・継続）を市長に提出することにより行わなければならない。

５　府条例第１５条第１項の許可の申請は、次に掲げる書類を添えて、屋外広告物変更許可申請書（様式第２号）を市長に提出することにより行わなければならない。

(1)　表示し、又は設置している場所又は物件が他人の所有又は管理に属する場合にあっては、その承諾書

(2)　表示し、又は設置している場所又は物件の付近の見取図（主要道路等を明示したもの）

(3)　表示又は設置の状況を明らかにした写真

(4)　前３号に定めるもののほか、市長が必要と認める書類

６　府条例第１５条第２項に規定する書面は、屋外広告物安全点検報告書（様式第３号）とする。

７　前項の書面には、府条例第１５条第２項の許可の申請前３月以内に行った府条例第１６条の２の点検の結果を記載しなければならない。

８　府条例第１５条第２項の規定による許可の申請は、第３項各号に掲げる書類（高さが４メートルを超える広告物又は掲出物件に係る当該申請にあっては、これらの書類及び府条例第１６条の２の点検を行った者が同条に規定する屋外広告士又は府規則第３条の２第１項各号のいずれかに該当する者であることを証する書面）を添えて、第１項の屋外広告物許可申請書（新規・継続）を市長に提出することにより行わなければならない。

（簡易な広告物等）

第３条の２　府条例第１６条の２の規則で定める簡易な広告物又は掲出物件は、はり紙、はり札、立看板、広告幕及びアドバルーン並びに高さが４メートル以下の広告物又は掲出物件とする。

（許可の基準）

第４条　府条例第１３条の規則で定める基準は、府規則別表第１のとおりとする。

（関係行政機関の意見聴取）

第５条　市長は、府条例第８条の２第１項の許可をしようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の意見を聴くものとする。

（許可の期間）

第６条　府条例第３条第１項の許可並びに同項の許可に係る広告物等に係る府条例第１２条及び第１５条第２項の規定による許可の期間は、２年以内とする。ただし、はり紙、はり札、立看板、広告幕及びアドバルーンに係る許可の期間は、３０日以内とする。

２　府条例第８条の２第１項の許可並びに同項の許可に係る広告物等に係る府条例第１２条及び第１５条第２項の規定による許可の期間は、１年以内とする。ただし、地域における公共的な取組である催物に係る広告物等にあっては、当該催物の期間（当該広告物等の表示又は設置に要する期間を含む。）とする。

（許可書等の交付）

第７条　府条例第３条第１項、第８条の２第１項、第１２条及び第１５条の規定による許可は、屋外広告物許可書（様式第４号）を交付することにより行う。

２　前項の許可をした場合は、当該許可に係る者に屋外広告物許可証（様式第５号）（以下「許可証」という。）を交付する。ただし、はり紙、はり札、立看板、広告幕又はアドバルーンに係る許可にあっては、許可証の交付を省略し、又は当該はり紙、はり札、立看板、広告幕又はアドバルーンに検印（様式第６号）を押印することにより許可証の交付に代えることができる。

（許可等の表示）

第８条　府条例第３条第１項、第８条の２第１項、第１２条又は第１５条第２項の規定による許可を受けた者は、広告物等の見やすい箇所に当該許可を受けた者又は管理者の氏名又は名称及び住所（府条例第８条の２第１項の許可又は同項の許可に係る広告物等に係る府条例第１２条若しくは第１５条第２項の規定による許可を受けた者にあっては、これらの事項及び府条例第８条の２第１項第１号又は第２号に掲げる広告物又は掲出物件である旨）を明記しなければならない。ただし、自己の事業所、事務所、営業所等に表示し、又は設置する場合は、この限りでない。

２　許可証の交付を受けた者は、当該許可証を当該許可に係る広告物等の見やすい箇所に貼付しなければならない。

（形状、面積、色彩、意匠その他の表示方法）

第９条　府条例第５条第１項第１号及び第２号に掲げる広告物等（府条例第８条第２項第３号に規定する広告物又は掲出物件及び同条第５項に規定するはり紙、はり札及び立看板を除く。以下この条において同じ。）の形状、面積、色彩、意匠その他の表示の方法は、府規則別表第２のとおりとする。

２　府条例第５条第１項第３号及び第４号に掲げる広告物等（前項の広告物等を除く。）の形状、面積、色彩、意匠その他の表示の方法は、府規則別表第３及び別表第４のとおりとする。

（堅ろうな広告物等の経過措置期間）

第１０条　府条例第７条第１項の規則で定める堅ろうな広告物又は掲出物件は、広告物等のうち屋外広告物法（昭和２４年法律第１８９号。以下「法」という。）第７条第４項に規定するはり紙、はり札等、広告旗又は立看板等以外のものとする。

２　府条例第７条第１項、第３項、第５項及び第７項の規則で定める期間は、３年とする。

（新たに許可区域又は禁止区域に存することとなった広告物等の届出）

第１１条　府条例第７条第２項の規定による届出は、第３条第５項各号に掲げる書類を添えて、屋外広告物届出書（様式第７号）を市長に提出することにより行わなければならない。

（公共広告物の設置の届出）

第１２条　府条例第８条第１項ただし書の規則で定めるものは、広告塔又は広告板であって表示面積が４０平方メートルを超えるものとする。

２　府条例第８条第１項ただし書の規定による届出は、第３条第３項各号に掲げる書類を添えて、公共広告物設置届出書（様式第８号）を市長に提出することにより行わなければならない。

（適用除外）

第１３条　府条例第８条第１項第４号の規則で定めるものは、次に掲げる広告物等とする。

(1)　冠婚葬祭又は祭礼のため一時的に表示するもの

(2)　講演会、展覧会、音楽会その他これらに類する催物のためその会場の敷地内に表示するもの

２　府条例第８条第２項第１号から第３号まで及び第３項の規則で定める基準は、府規則別表第６のとおりとする。

３　府条例第８条第５項の規則で定めるはり紙、はり札及び立看板は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

(1)　その大きさが、はり紙又ははり札にあっては縦１．２メートル以内で、かつ、横０．８メートル以内であるもの、立看板にあっては縦（脚部を含む。）２．０メートル以内で、かつ、横１．５メートル以内であるもの

(2)　広告物を表示し、若しくは掲出物件を設置しようとする者又は管理者の氏名又は名称及び連絡先が明示されているもの

(3)　表示の期間の始期及び終期が明示されているもの

第１４条　府条例第８条の２第１項第１号の規則で定めるものは、次に掲げる地域における公共的な取組に要する費用の一部に充てる資金を得るために表示し、又は設置する広告物等とする。

(1)　道路の清掃又は美化

(2)　街灯、ベンチ、上屋等の整備又は管理

(3)　公共団体と地域住民等とが実施主体となる催物

(4)　前３号に掲げるもののほか、道路環境の向上その他営利を主たる目的としない事業又は活動であって、道路の通行者又は利用者の利便性の向上、地域の活性化、にぎわいの創出等に寄与するもの

(5)　前各号に掲げるもののほか、防犯等地域における公共的な取組

２　府条例第８条の２第１項第２号の規則で定めるものは、本市又は他の地方公共団体が広告物等の表示又は設置により得る収入をその管理する道路の維持、修繕その他の管理に要する費用の一部に充てることについて当該広告物等の広告主が賛同する広告物等とする。

（工事の完了の届出）

第１５条　府条例第１４条の規定による届出は、第３条第５項第３号及び第４号に掲げる書類を添えて、屋外広告物工事完了届出書（様式第９号）を市長に提出することにより行わなければならない。

（変更の届出）

第１６条　府条例第１６条の規定による届出は、屋外広告物変更届出書（様式第１０号）を市長に提出することにより行わなければならない。

（広告物等を保管した場合の公示の場所等）

第１７条　府条例第２０条の３第１項第１号及び第２項の規則で定める場所は、和泉市役所その他市長が適当と認める場所とする。

２　府条例第２０条の３第２項の規則で定める様式は、保管広告物等一覧簿（様式第１１号）とする。

（競争入札に付そうとするときの掲示事項等）

第１８条　府条例第２０条の７第１項及び第２項の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

(1)　当該競争入札の執行の日時及び場所

(2)　契約条項の概要

(3)　前２号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

２　府条例第２０条の７第１項の規則で定める場所は、和泉市役所その他市長が適当と認める場所とする。

（広告物等を返還する場合の手続）

第１９条　市長は、法第８条第１項の規定により保管した広告物又は掲出物件（同条第３項の規定により売却した代金を含む。）を当該広告物又は掲出物件の所有者等（同条第２項に規定する所有者等をいう。以下同じ。）に返還するときは、返還を受ける者にその氏名及び住所を証するに足りる書類を提示させる等の方法によってその者が当該広告物又は掲出物件の返還を受けるべき所有者等であることを証明させ、かつ、受領書（様式第１２号）と引換えに返還するものとする。

（広告主に対する指導）

第２０条　府条例第２５条の２第２項の規定による指導は、当該指導に係る措置の内容及び当該措置を求める理由並びに当該指導の責任者を記載した書面を交付することにより行う。

（書類の提出部数）

第２１条　府条例第１１条並びに規則第３条、第１５条及び第１６条の規定により提出する書類の提出部数は、正本１部及び副本１部とする。

（許可申請手数料）

第２２条　府条例第３条第１項、第８条の２第１項又は第１５条第１項若しくは第２項の許可を受けようとする者は、和泉市手数料条例（昭和３１年和泉市条例第３６号）に掲げる手数料を納付しなければならない。

（補則）

第２３条　この規則に定めるもののほか、府条例第２６条の規定による事務の取扱いに関し必要な事項は、市長が別に定める。

附　則

この規則は、平成２５年１月１日から施行する。

附　則（平成２８年規則第２６号）

この規則は、平成２８年４月１日から施行する。

　附　則（平成３０年規則第４３号）

　（施行期日）

１　この規則は、平成３０年１０月１日から施行する。

　（経過措置）

２　大阪府屋外広告物条例の一部を改正する条例（平成３０年大阪府条例第５９号）附則第２項に規定する現許可広告物等（以下「現許可広告物等」という。）に係る改正後の和泉市における大阪府屋外広告物条例施行規則（以下「新規則」という。）第３条第８項の規定については、この規則の施行の日（以下「施行日」という。）から平成３２年９月３０日までの間は、同項の規定にかかわらず、なお従前の例によることができる。

３　新規則第７条第２項の規定は、施行日以後の申請に係る広告物等について適用し、同日前の申請に係る広告物等については、なお従前の例による。

４　施行日から平成３２年９月３０日までの間は、この規則による改正前の様式により申請された現許可広告物等に係る許可申請書、報告書及び届出書は、この規則による改正後の様式によるものとみなす。

附　則

この規則は、令和３年４月１日から施行する。